

議長交際費の対応基準

支出区分	支出内容	支出金額
会 費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費（会食を伴うものに限る）	5千円を上限とする（ただし、会費の額が明確な場合はこの限りではない）
見舞い	病気等に対する見舞いに係る経費	1万円を上限とする
祝 金	祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費	2万円を上限とする
弔 慰	葬儀等における香典等に係る経費	羽島市議会議員互助会規約の規定により互助会から支出し、規約に規定のない場合は、その都度協議する
記念品等	手土産及び各種行事における記念品等に係る経費	手土産＝実費 記念品＝5千円を上限とする 賞品代金＝5千円を上限とする
その他	議長が特に必要と認めた場合	献花＝1万円 激励＝5千円を上限とする その他＝その都度協議する